

事業名	ひとり親家庭自立支援給付金事業（高等技能訓練促進費事業）
目的・概要	<p>本市ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給要綱に基づき、ひとり親の父母が就職の際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、もってひとり親家庭の自立を促進する。</p> <p>修業期間の後半2分の1に相当する期間（18カ月を上限）に「ひとり親家庭高等技能訓練促進費」、修了後に「ひとり親家庭高等技能訓練入学支援修了一時金」を支給する。</p> <p>なお、「ひとり親家庭高等技能訓練促進費」の支給は、平成20年4月1日から平成24年3月31日までに修業を開始している場合、平成21年6月以降に修業している全期間を支給する。</p>
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ・本市に住所を有するひとり親家庭の父母 ・児童扶養手当の支給を受けている父母または、同等の所得水準にあるひとり親家庭の父母。 ・養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること。 ・仕事または育児と修業の両立が困難であること。
支給金額	<p><ひとり親家庭高等技能訓練促進費></p> <p>○市民税非課税世帯 月額 141,000円</p> <p>○市民税課税世帯 月額 70,500円</p> <p><ひとり親家庭高等技能訓練入学支援修了一時金></p> <p>○市民税非課税世帯 50,000円</p> <p>○市民税課税世帯 25,000円</p>
支給件数等	<p><ひとり親家庭高等技能訓練促進費></p> <p>平成21年度（決算） 3人（3,232,000円）</p> <p>平成22年度（決算） 4人（4,864,500円）</p> <p>平成23年度（予算） 6人（8,460,000円）</p> <p><ひとり親家庭高等技能訓練入学支援修了一時金></p> <p>平成21年度（決算） 3人（100,000円）</p> <p>平成22年度（決算） 0人（0円）</p> <p>平成23年度（予算） 1人（25,000円）</p>

<p>改正理由</p>	<p>安心こども基金が1年間延長されたことに伴い、ひとり親家庭高等技能訓練促進費の全期間支給についても平成24年度までの実施となりました。</p> <p>この期間延長により、平成24年4月1日から平成25年3月31日までに修業を開始した場合、「ひとり親家庭高等技能訓練促進費」は全期間(最高3年間)が支給対象となりますが、市民税非課税世帯の支給月額については、14万1千円から10万円に改正(市民税課税世帯は、現行どおり月額7万5百円)となります。</p> <p>また、修了後に支給される「ひとり親家庭高等技能訓練入学支援修了一時金」についての改正はありません。</p> <p>なお、既に修業している市民税非課税世帯の受給者については、改正前の月額14万1千円が修了まで支給されます。</p> <p>本市においてもひとり親家庭の自立の促進等を図るため、ひとり親家庭高等技能訓練促進費等支給要綱を改正するものです。</p> <p><ひとり親家庭高等技能訓練促進費></p> <table border="1" data-bbox="391 990 1337 1137"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市民税非課税世帯</td> <td>141,000 円/月</td> <td>100,000 円/月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市民税課税世帯</td> <td>70,500 円/月</td> <td>同左</td> <td>改正なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>○修業期間の全期間(最高3年間)に支給</p> <p>※4年間の修業については、最終年度(4年目)に母子寡婦福祉金資金(貸付)の対象となる。</p>		改正前	改正後	備考	市民税非課税世帯	141,000 円/月	100,000 円/月		市民税課税世帯	70,500 円/月	同左	改正なし
	改正前	改正後	備考										
市民税非課税世帯	141,000 円/月	100,000 円/月											
市民税課税世帯	70,500 円/月	同左	改正なし										
<p>施行期日</p>	<p>平成24年 4月 1日</p>												